

令和3年度

後期高齢者医療制度のお知らせ

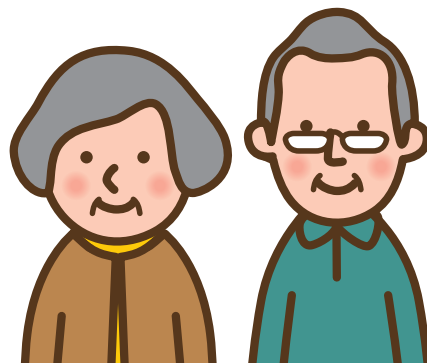
この制度は皆さまからの保険料のほか、現役世代からの支援金等により運営されています。

対象となる方

75歳以上の方が対象です（65歳から75歳未満の方で一定の障害があり、広域連合の認定を受けた方も加入することができます。）。
対象となる方は、それまで加入していた国民健康保険や会社の健康保険などから、自動的に後期高齢者医療制度に移行します。

窓口負担の割合 (2ページ)

医療費の窓口負担割合は、前年の所得に応じて1割または3割です（3割負担の被保険者がいる世帯は、被保険者全員が3割負担です。）。



保険料 (5ページ)

保険料は、個人ごとに計算され、お一人お一人に納めていただきます。

※会社の健康保険などに加入していた本人が後期高齢者医療制度に加入した場合、その被扶養者だった方も会社の健康保険などの資格を喪失しますので、新たに市町村の国民健康保険や別の会社の健康保険などに加入する手続きが必要です。

※国民健康保険に加入していた本人が後期高齢者医療制度に加入した場合、同じ世帯の国民健康保険の方は手続きの必要はありません。

被保険者証(保険証)

- 75歳になる誕生日までに保険証が交付されます。
- 保険証は一人に1枚交付されます。
- 医療機関等にかかるときは、忘れずに窓口提示しましょう。
- 保険証は、なくさないように大切に保管しましょう。
- 記載内容を確認して、間違いがあれば市区町村の担当窓口へ届け出てください。
- なくしたり破れたりしたときは、市区町村の担当窓口へ届け出て再交付を受けてください。
- 資格がなくなった場合や窓口負担の割合が変更になった場合は、有効期限前でも、市区町村の担当窓口へすぐに返却してください。

保険証は毎年**8月1日**に新しくなります。

(保険証の色は、毎年変わります)

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 3年 7月31日
交付年月日	令和 3年 4月 1日
被保険者番号	01234567
住所	仙台市青葉区上杉1丁目2番3号
氏名	見瀬 太郎 男
生年月日	昭和 21年 1月 1日
資格取得年月日	令和 3年 4月 1日
発効期日	令和 3年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3910400000 宮城県 後期高齢者医療広域連合



保険証のだまし取り、振り込め詐欺、不審な訪問・電話などには十分ご注意ください



保険料

保険料は所得額等を基に毎年度計算され、被保険者一人一人から納めていただきます。保険料を決める基準（保険料率）は2年ごとに見直しされ、都道府県ごとに決められます。年度途中から加入した場合は、加入月から計算され、年度途中で資格を喪失した場合の喪失月は計算されません。

令和3年度保険料の計算方法

年間保険料額
(限度額64万円)
※100円未満切捨て

=

均等割額
1人当たり
42,240円

+

所得割額
賦課のもととなる所得(※) × 所得割率
7.97%

※賦課のもととなる所得とは、前年の総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得の金額(退職所得以外の分離課税の所得金額、土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の金額)の合計から、基礎控除額(最大43万円)を控除した金額です。(ただし、繰越純損失額は控除されますが、繰越雑損失額は控除されません。)

保険料の軽減

● 均等割額の軽減対象判定基準

同一世帯内の被保険者および世帯主(被保険者ではない方も含む)の所得の合計額により判定されます。

均等割額軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の所得の合計額	軽減後の均等割額
7割軽減	43万円+10万円(給与所得者等(※)の数-1)以下の世帯	12,672円
5割軽減	43万円+28万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下の世帯	21,120円
2割軽減	43万円+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下の世帯	33,792円

※給与所得者等とは、①一定額(55万円)を超える給与収入がある方、②一定額(65歳未満は60万円、65歳以上は125万円)を超える公的年金等収入があり給与所得がない方です。

保険料の納め方

保険料は、原則年金から差し引かれて納めます(特別徴収)。ただし、年金受給額が年額18万円未満の方、介護保険と合わせて保険料が年金の2分の1を超える方は、納付書や口座振替で納めます(普通徴収)。

また、新規に加入した方(75歳になった方)や住所変更をした方(同一市町村内での転居は除く)は、しばらくの間は普通徴収で納めます。なお、ご希望により、特別徴収による納付方法を口座振替に変更することができます。

口座振替をご希望する場合は、国民健康保険料(税)を口座振替で納めていた方も、新たにお手続きが必要です。詳しくは、お住まいの市区町村の担当窓口へお問い合わせください。

※保険料の詳細は、保険料額決定通知書に同封の「後期高齢者医療保険料のお知らせ」をご覧ください。

「後期高齢者医療保険料のお知らせ」は、市区町村の担当窓口でも配布しております。

※次のような理由により、保険料の減免を受けられる場合がありますので、市区町村の窓口にご相談ください。

・災害で、住宅や家財に著しい損害を受けた場合 ・世帯主等の死亡や失業などで、収入が著しく減少した場合。

第三者の行為(交通事故等)でケガや病気になったとき

交通事故など、第三者(他人)の行為によってケガをしたり、病気になった場合でも、届け出をすることで保険証を使用することができます。この場合、本来は第三者(加害者)が負担すべき医療費を、広域連合がいったん立て替え、後から加害者に立て替えた医療費を請求します。必ず市区町村の担当窓口へ届け出てください。



必ず市区町村の担当窓口へ届け出を

①保険証、②印鑑、③事故証明書(交通事故の場合、警察へ届け出をして受け取ってください。)を持ち、市区町村の担当窓口で「第三者行為による被害届」の手続きをしてください。

📄 こんなときは必ず届け出を

こんなときに	届け出に必要なもの
ほかの市区町村に転出するとき	保険証
ほかの市区町村から転入してきたとき	負担区分証明書
生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、個人番号がわかるもの
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、個人番号がわかるもの
死亡したとき(葬祭費支給申請など)	保険証、その他(詳しくは各市区町村の担当窓口にお問い合わせください)
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	身分を証明するもの、保険証(お持ちの方)、個人番号がわかるもの
65歳から74歳で一定の障害のある方が加入しようとするとき(脱退しようとするときも必要です)	現在の保険証、国民年金証書・各種手帳(身体障害者・療育・精神障害者保健福祉)など障害の程度が確認できる書類、個人番号がわかるもの

※上記以外のものが必要になる場合があります。

各市区町村のお問合せ先一覧

市区町村	担当部署名	電話番号
仙台市	青葉区	保険年金課 022-225-7211(代)
	宮城総合支所	保険年金課 022-392-2111(代)
	宮城野区	保険年金課 022-291-2111(代)
	若林区	保険年金課 022-282-1111(代)
	太白区	保険年金課 022-247-1111(代)
	秋保総合支所	保健福祉課 022-399-2111(代)
	泉区	保険年金課 022-372-3111(代)
		022-261-1111(代)
石巻市	保険年金課	0225-95-1111(代)
塩竈市	保険年金課	022-355-6519
気仙沼市	保険年金課	0226-22-6600(代)
白石市	健康推進課	0224-22-1362
名取市	保険年金課	022-724-7105
角田市	市民課	0224-63-2117
多賀城市	国保年金課	022-368-1141(代)
岩沼市	健康増進課	0223-22-1111(代)
登米市	国保年金課	0220-58-2166
栗原市	健康推進課	0228-22-0370
東松島市	市民生活課	0225-82-1111(代)
大崎市	保険給付課	0229-23-6051
富谷市	健康推進課	022-358-0512

市区町村	担当部署名	電話番号
蔵王町	町民税務課	0224-33-3001
七ヶ宿町	町民税務課	0224-37-2114
大河原町	健康推進課	0224-51-8623
村田町	町民生活課	0224-83-6401
柴田町	健康推進課	0224-55-2114
川崎町	保健福祉課	0224-84-6008
丸森町	保健福祉課	0224-72-3014
亘理町	健康推進課	0223-34-0501
山元町	保健福祉課	0223-37-1113
松島町	町民福祉課	022-354-5705
七ヶ浜町	町民生活課	022-357-7446
利府町	町民課	022-767-2340
大和町	町民生活課	022-345-1117
大郷町	町民課	022-359-5504
大衡村	住民生活課	022-341-8512
色麻町	町民生活課	0229-65-2156
加美町	保健福祉課	0229-63-7872
涌谷町	健康課	0229-43-5111
美里町	町民生活課	0229-33-2114
女川町	町民生活課	0225-54-3131(代)
南三陸町	町民税務課	0226-46-1373

宮城県後期高齢者医療広域連合

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 電話 022-266-1021 FAX 022-266-1031
ホームページ <http://www.miyagi-kouiki.jp/>